

総会議事録

令和3年8月

令和3年8月12日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年8月12日(木)
開 会 午前9時40分、閉 会 午前10時19分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

10名

欠席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉

4名

農地利用最適化推進委員

出席 平野 信也、糸井 久和、和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順
垣根 敏孝

6名

欠席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、荻野 雅章

4名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第27号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第28号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について
- 日程第5 議案第29号 換地計画に係る同意について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年8月定例総会を開会いたします。

人類の祭典であります東京オリンピックが17日間の日程を終え先日幕を下ろしたところでございます。御承知のとおり日本勢の活躍により沢山の競技でメダ

ルを獲得することができ、皆さんも御覧になられた方が多くあったと思います。コロナ禍の中で、異例の大会でしたが調和や多様性の意味を訴えた大会でもありました。

農業の分野におきましても先の6月定例総会の事務連絡で国が現在、「人・農地などの関連施策の見直し」にとりかかっており、その中で担い手については、ようやく専業農家から半農半Xなど多様な経営体を認める動きになってまいりました。

本日の最適化推進会議では先日開催された若手農業者の集いの開催結果の報告も予定しています。それぞれの立場をしっかりと認識し、お互いが良い方向へ進むよう私たちもしっかりサポートしていきたいと思えます。

それでは議事に入らせていただきます。本日の出席者は24名中16名です。欠席は今中委員、宇野委員、和久田委員、久保添委員、酒井委員、細見委員、宮前委員、荻野委員の8名です。よって総会は成立いたします。

それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。小山委員、細井委員にお願いいたします。

次に、日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第26号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。

1番です。農地の所在は大字喜多小字善光※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農地経営を拡大するためです。2番です。農地の所在は大字喜多小字回り※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は先程の1番と同じ※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、これも遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農地経営を拡大するためです。3番です。農地の所在は大字日置小字大河原※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農地経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては、4頁に地図を添付しております。上側の地図です

が、喜多の1番、2番の位置を示しております。天神団地近辺ですが1番の※※番につきましては大手川沿いの柿ヶ成集落入口付近、2番の※※番は喜多下公民館の山手となっております。次に下側の地図になりますが、3番の案件の位置を示しております。国道178号線沿いの世屋川の手前となっております。

次の5頁をお願いします。現地の写真を添付しております。最初に1番上の写真ですが1番の喜多※※番の案件となります。以前から譲受人の※※様が利用権を設定され水稻を栽培されております。次の中段の写真ですが2番の喜多※※番の案件となります。こちらにつきましても譲受人の※※様が以前から利用権を設定され水稻を栽培されております。次に下の写真になりますが日置の案件となります。写真に広い水田が写っておりますが、申請地はこの内の枠で囲まれた一部分となっております。これにつきましては、写真の水田は隣と2筆で1枚の水田となっているためです。申請地以外の1筆は今回譲受人であります※※様の所有地となっております。以前からこの※※様が2筆まとめて一枚の水田として水稻を栽培されております。

次に6頁から8頁にかけて許可申請に係る調査書を添付しております。最初に6頁の1番の案件についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人の所有する農地に永年耕作できていない農地が有ることが判明しておりますが、これらにつきましてはこの後提案を予定しております非農地証明交付申請により整理することとしており、その他の農地については譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外した状態で※※aあり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和については、去る8月2日、地区担当の関野会長、細見推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は既に申請農地を管理していることから今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に裏面の7頁です。2番の案件についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人の所有する農地に永年耕作できていない農地が有ることが判明しておりますが、これらにつきましてもこの後提案を予定しております非農地証明交付申請により整理することとしており、その他の農地については譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外した状態で※※aあり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和については、去る8月2日、地区担当の関野会長、

細見推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は既に申請農地を管理していることから今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

最後に8頁です。3番の案件についてですが調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、こちらにつきましても譲受人の所有する農地に永年耕作できていない農地が有ることが判明しておりますが、これらにつきましてもこの後提案を予定しております非農地証明交付申請により整理することとしており、その他の農地については譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外した状態で**aあり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和については、去る7月30日、地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は既に申請農地を管理していることから今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第26号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当から補足説明をお願いします。1番、2番は私関野、3番につきまして吉田進委員からお願いします。

〔関野会長〕 どちらの**様につきましても、それぞれ御自分で利用権設定をされ耕作されておりまして、下限面積あるいは農地管理状況につきましてもなんら問題は無いと判断をいたしました。以上です。

〔吉田進委員〕 まず状況の件ですが、きちっと管理されておりまして問題ないものと判断をいたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第26号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第26号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 26 号については、許可します。次に、日程第 3、議案第 27 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

[内藤主任] 資料の 9 頁を御覧ください。議案第 27 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字喜多小字井根子※※番の畑ほか 5 筆です。登記地目は田が 3 筆、畑 3 筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は先程議案第 26 号の 3 条所有権移転で申請のありました※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 42 年 9 月 1 日以前から耕作していないということです。2 番です。土地の所在につきましては大字喜多小字僧都ヶ谷※※番ほか 2 筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡です。所有者は先程議案第 26 号の 3 条所有権移転で申請のありました※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成 2 年 5 月 1 日から耕作していないということです。

次に裏面の 10 頁をお願いします。3 番です。土地の所在につきましては大字日置小字谷地※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※の※※様ですが、亡くなっておられるため先程議案第 26 号の 3 条所有権移転で申請のありました※※様が相続人として申請されております。非農地の事由につきましては昭和 25 年頃から耕作していないということです。最後 4 番です、土地の所在につきましては大字万年小字川向裏※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 42 年 4 月から耕作していないということです。

具体的場所につきましては、11 頁 12 頁に地図を添付しております。初めに 11 頁をお願いします。喜多の地図になります。中ほどに点線が斜めに引いてありますが、右上が 1 番の案件についての場所を示しております。位置的には柿ヶ成集落を通りその奥の山に向かって進んだ所に点在しております。次に点線の左下ですが、2 番の案件の 3 筆となっております。喜多下公民館から山側へ入った所となっております。

裏面の 12 頁をお願いします。上側が 3 番の日置の案件になります。国道から日置小学校へ入る府道 75 号線を、日置上集落へ向かって進みました住宅地になります。次の下側をお願いします。4 番の万年の案件になります。位置的には川向の民家の裏側となり、裏庭を家庭菜園として利用していたようで住宅の敷地と

隣接した位置となっております。資料により御確認ください。

次に13頁から15頁に現地写真を添付しております。初めに13頁をお願いします。喜多の1番の案件です、上段ですが喜多の※※、※※を併せて掲載しております。農地として永年放置されていたため杉、竹が生え山林原野化しております。次に中段、下段の2枚ですが、喜多※※、※※となっております隣接した一体の棚田群となっております。写真のとおり主にススキと一部熊笹が胸の高さまで群生しておりました。

次に14頁をお願いします。上の2枚が先程の続きで1番の案件となります。上側の喜多※※ですがこれも写真のとおり一面熊笹が群生しております。下の中段の写真、喜多※※番ですが右端にガードレールが写っておりますが、これはこの先にあります砂防ダムの管理用道路であります。写真の道路法面部分と一部道路にかかった部分が申請地となっております。次に下の3枚目の写真をお願いします。2番の案件の喜多※※となります。豪雨災害等により地形が変わっているようで、正確な位置は確認できませんでしたが、おおよその地点で周囲は一面竹林となっております。次の15頁にも先程の続きの2番の案件喜多※※、※※を掲載しておりますが、こちらにつきましても先程と同様で、写真のとおり一帯が竹林となっております。次に中段の写真をお願いします。3番の案件、日置※※番となります。写真には民家が写っておりますが、この建物の底地が今回の申請地となります。これにつきましては、民家の前に府道が走っておりますが、この道路の拡幅工事に伴い転用の手続なしで住宅を裏の畑へ移したようです。その下の写真ですが最後の万年※※となります。住宅の裏庭になりますが、熊笹、背高泡立草等が群生しており、写真の奥に見えます濃い緑の所も申請地に含まれており、これは笹林となっております。

議案第27号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番、2番は私関野、3番は吉田進委員、4番につきましては今中委員となっておりますが、本日欠席ということで事前に補足説明を頂いておりますので事務局から報告をお願いします。

〔関野会長〕 先程の2名の※※さんですが、まず初めの※※様の一番奥の3筆は元々柿ヶ成集落が戦後しばらくあった所でありまして、その後すぐに殆どの方が麓へ下りてこられましてそれ以後全く耕作されていない所であります。その下の※※は畑だったんですが、ここも同様に2回目の移転の住宅の近くであったらしくとその時はしばらく畑で使ってこられたようですが、また10年程の間に結

局元へ住宅を移されたんでそれ以後全く耕作されておられません。どちらにしましても他のところも全て原野化しておりますので止むを得ないかと思えます。次に※※さんの部分ですが先程も言いましたとおり柿ヶ成の集落が山の上にあったところで、上宮津小学校へ通る生活道路でありました。ところが柿ヶ成から住宅が変わられた頃から全く人が通らなくなりここも水田、棚田があったわけですが次第に作られなくなりもう30年以上耕作をされていない状態で竹藪となっております。現状から見ましてどちらもやむを得ないものと判断いたしました。以上です。

〔吉田進委員〕 写真を見ていただいたら分かるとおおり、住宅が建っておりまして非農地もやむを得ないものと判断いたしました。以上です。

〔内藤主任〕 本日御欠席ということで、事前に今中委員から補足説明を頂いておりますので私から報告をさせていただきます。

8月2日に酒井推進委員、事務局の4名で現地を確認しました。民家の裏に隣接した畑になるのですが、写真を見ていただくと分かります様に、竹や雑草が生え荒れ放題でこれをまた畑に戻すことは困難だと思ひ、非農地も仕方が無いかと思われました。説明は以上です。

〔関野会長〕 これより議案第27号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第27号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第27号については承認いたします。次に日程第4、議案第28号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について」を議題とします。お手元にございます「配付資料」にありますとおり、議案第28号の当事者である溝口委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(溝口委員 退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第 28 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になりますが先に 1 点訂正をお願いします。1 頁目の議事日程になりますが、日程第 4 の議案第 28 号ですが「(利用権設定) の決定について」となっておりますが、「決定等」が正解ということで、決定の後に「等」を加えていただきますようお願いいたします。お手数をおかけします。

16 頁をお願いします。議案第 28 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」につきまして、16 頁から 19 頁に一覧を掲載しております。16 頁と裏面の 17 頁が貸手と借手が直接利用権設定を行う貸借の一覧になります。6 件ございます。全て矢原の農地であり、借受人も全て※※にお住まいの※※様となっております。なお、※※様は現在※※歳で、昨年 3 月に宮津市に転入され若手農業者となっております。貸借期間はいずれも 10 年の届出ですが貸借の終期を 4 月 14 日に統一しているため、貸借期間は令和 3 年 8 月から令和 13 年 4 月の 9 年 8 カ月となっております。

次に 18 頁と裏面の 19 頁をお願いします。こちらにつきましては中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が決定しておりますので、一括方式での提案となっております。5 件ございます。全て松尾の農地となっております。この内 4 件の借受人は※※にお住まいの※※様となっております。

※※様は現在※※歳で数年前宮津市に転入され、※※の製造に関わっておられ原料の大豆などの栽培を予定されております。貸借期間は令和 10 年 10 月までの 7 年 3 か月となっております。

次に 19 頁の最後 5 番です。こちらの借受人は※※様となっております。貸借の期間は先程と同じ 7 年 3 か月になります。なお、全ての利用権設定に係る広告日は 8 月 20 日となっております。

議案第 28 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくようお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 28 号につきまして質疑に入ります。御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第 28 号については決定してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第 28 号については決定とします。一時退席いただいた委員さんは再入室いただきますようお願いいたします。

(溝口委員 再入室)

[関野会長] 次に日程第 5、議案第 29 号「換地計画に係る同意について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[小西事務局長] 議案第 29 号です。「換地計画」に係る同意についてです。議案書の 20 頁を御覧ください。令和 3 年 8 月 2 日付けで宮津市長から照会があった畑地区の土地改良事業について土地改良法に基づき当委員会の同意を求められています。

21 頁を御覧ください。事業の概要です。畑地区のほ場整備は、昭和 63 年度から平成 2 年度にかけて行われ地区面積が 5.3 h a、関係者数が受益で 22 戸、権利者数が 39 名、うち 1 名は宮津市で、資料のとおりほ場としては、3.5 h a の水田となっております。

23 頁に位置図を付けておりますが、場所は畑集落から府中側へ 1 km ほど山の方へ上がった場所で畑から成相山に行く林道もありますが、「成る」と呼ばれているほ場です。24 頁には換地後の現在のほ場の地図を、25 頁には換地前の現形図を添付しております。この現形図で 180 筆あった農地を 66 筆に整備されています。

22 頁を御覧ください。本事業につきましては、平成 22 年度の小田宿野地区以来の同意議案となりますが、約 30 年前にあった工事の手續が今になった経過等について御説明します。

ほ場整備が終わった後、権利者会議を開催し登記に向けた事務を進めるのですが、平成 6 年 3 月に開催した際には相続が多数発生するなど時間がかかる状況で、たくさんあったほ場整備の換地処分を限られた職員で対応していく中、小田宿野や畑地区が後回しになったとのことでした。そして資料にありますように平成 22 年 9 月、平成 23 年 3 月にも地元説明会を開催し、その際問題であった、区域が不確定であったこと、相続への対応があったこと、仮登記などの新たな権利問題などを解消し、地元へは去る 7 月 31 日に権利者会議が開催され換地計画の最終の確認が得られたということで本日の提案となっております。

今後でございますが、本日御同意をいただきました後、9 月上旬に京都府に換

地計画の認可申請がされ、公告・縦覧を経て認可が府から下り次第、法務局に届出を行い令和4年3月に登記が終わる計画と伺っております。

円滑な換地処分ができなかった部分は大変残念であり、また関係者の皆様には行政への大きな不信を抱く結果となっております。本件は個人の財産権に関わる重要な問題で看過できるものではございません。時間が経過した中で関係者の皆様の御協力により何とか解決の方向に向かえたことは幸いであったと考えております。なお本件をもって昭和から平成にかけて実施された市内のほ場整備は全て完了することになると伺っております。

説明は以上です、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第29号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第29号につきましては同意することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第29号については同意とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 小 山 有 美 恵

委 員 関 井 康

記 録 者 小 西 正 樹